令和5年度等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和5年4月1日現在)

地方公務員法第58条の3第2項の規定に基づき、給料表ごとに、年度当初(令和5年4月1日現在)における、等級等ごとの職員数を公表します。なお、単純労務職員については、この規定は適用されませんが、参考として同様に公表します。

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する合言		計	計 内訳			職制上の段階		
寺椒	基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	主事、技師、保健師、栄養	33人	19.9%	主事	19人	49人	29.5%	主事職	
	士、社会福祉士、保育士及び 教諭の職務			栄養士	1人				
	学(前) ジャ取が			保健師	2人				
				保育士	5人				
				教諭	6人				
				計	33人				
2級	高度の知識又は経験を必要と	16人	9.6%	主事	9人				
	する業務を行う主事等の職務			技師	0人				
				保健師	2人				
				保育士	4人				
				教諭	1人				
				計	16人				
3級	主査の職務又は職務の複雑、	46人	27.7%	主査	46人	46人	27.7%	主査職	
	困難及び責任の度がこれと同 程度のものとして長が規則で								
	定める職務								
				計	46人				
4級	副班長の職務又は職務の複	25人	15.1%	副班長	3人	4人	2.4%	副班長職	
	雑、困難及び責任の度がこれ と同程度のものとして長が規			次長	1人				
	則で定める職の職務			主幹	21人	21人	12.7%	主幹職	
				計	25人				
5級	班長の職務又は職務の複雑、	29人	17.5%	班長	15人	29人	17.5%	班長職	
	困難及び責任の度がこれと同 程度のものとして長が定める			次長	2人				
	職の職務			副参事	4人				
	Alba A Alba (1)			室長	2人				
				保育所の所長	1人				
				園長	2人				
				給食センターの所長	1人				
				公民館の館長	1人				
				水道事業所の副所長	1人				
				計	29人				
6級	課長の職務又は職務の複雑、	15人	9.0%	課長		17人	10.2%	課長職	
	困難及び責任の度がこれと同			会計管理者	1人				
	程度のものとして長が定める 職の職務			危機管理監	1人				
	月取▽ノ邦政小労			水道事業所の所長	1人				
				議会事務局の局長	1人				
				選挙管理委員会事務局の局長	1人				
				参事	2人				
				専門官	1人				
				教育次長	1人				
				計	15人				
7級	重要な業務を所掌する課の長	2人	1.2%	課長	2人				
. 1/2 *	の職務又は職務の複雑、困難	-, •							
	及び責任の度がこれと同程度のよのような								
	のものとして長が規則で定め る職の職務								
	· 소 184 Y Z 184 477			- 참	2人				
				P1	-/\				

※再任用職員を含む

単純労務職員の給与に関する規程 給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
守娰		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 技能技師の職務	0人	0.0%			1人	33.3%	主事職
	2 技能主事の職務							
				計	0人			
2級	1 相当の技能又は経験を必	1人	33.3%	技能主事	1人			
	要とする業務を行う技能技師							
	の職務 2 相当の技能又は経験を必							
	要とする業務を行う技能主事							
	の職務			症	1人			
3級	1 高度の技能又は経験を必	0人	0.0%					
	要とする業務を行う技能技師							
	の職務 2 高度の技能又は経験を必							
	要とする業務を行う技能主事							
	の職務			計	0人			
4級	1 技能主任の職務又はこれ	2人	66. 7%	技能主任	2人	2人	66. 7%	主任職
	に相当する業務を行う職務							
				計	2人			

[※]再任用職員を含む